

勤務条件等について

令和5年度現在

■ 臨時的任用職員

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

(例) 正規職員が出産に伴い、産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間(約16週間)

2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 正規職員と同じです。(1週間当たり38時間45分)

ロ 週休日及び休日 日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
(年末年始は、12月29日から翌日の1月3日まで)

ハ 年次有給休暇 任用期間の月数に応じて付与されます。
(例) 4ヶ月任用される場合、「7日」付与

ニ 病気休暇 正規職員と同じです。
(例) 私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間

ホ 特別休暇 正規職員と同じです。
(例) 職員の親族が死亡した場合等

3 給与・諸手当

イ 給与 正規職員に準じて支給します。
(例) 四年制大学卒業の者が市町村立小学校の講師に任用の場合
教育職給料表(二)1級25号俸(211,100円)

ロ 各種手当 正規職員と同じです。
(例) 通勤手当、住居手当、扶養手当、教職調整額等

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険・厚生年金保険等の加入

- ・地方公務員共済組合法に基づき、健康保険(短期給付)は、「公立学校共済組合」の被保険者となります。(ただし、2ヶ月を越える任用に限ります。)
- ・厚生年金保険については、「日本年金機構」の被保険者となります。(ただし、2ヶ月を越える任用に限ります。)

6 その他 児童手当は、市町村からの支給となります。(各自で市町村へ手続きが必要)

※ 要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

■ 非常勤講師

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

(例) 正規職員が初任者研修を受講する場合、当該研修にかかる期間。

2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 1週間につき、正規職員の1週間の勤務時間(38時間45分)の3/4以内、かつ1日7時間45分以内です。

ロ 年次有給休暇 任用期間の月数並びに勤務日数又は勤務時間数等に応じて付与されます。

(例) 新規任用で3ヶ月間・週3日勤務の場合、「2日」付与

ハ 特別有給休暇等 (例) 選挙権その他の公民としての権利を行使する場合等

3 報酬・費用弁償

イ 報酬 1時間当たり3,360円(支給額については、校種、課程、任用形態及び支給区分により異なる場合があります。) + 地域手当(1時間当たり報酬額の1.5% ※多賀城市は2%)

ロ 費用弁償 通勤方法等により、通勤手当相当額を支給します。

ハ 期末手当 年間平均して1週間あたり15時間30分以上勤務する場合に支給されます。

4 服務

正規職員の例によります。

5 健康保険・厚生年金保険等の加入

・ 地方公務員共済組合、協会けんぽ、厚生年金保険の被保険者とはなりません。(年間平均1週間当たり20時間以上勤務する場合を除く)

・ 雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。

※ 要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。